

八王子市障害福祉サービス事業者等運営指導等実施方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ的確な運用と法令等に基づく適正な運営を確立すべく、事業運営の適正化と透明性の確保及び、人権の擁護、虐待防止等への体制整備と利用者視点の支援に資する、利用者保護とサービスの質の確保に主眼を置いて運営指導及び集団指導（以下「運営指導等」という。）を実施する。なお、運営指導は、障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地にて行う。また、集団指導については、その内容に応じ事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行うが、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

令和6年度、国の基準省令を踏まえ、八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等（以下、「基準条例」という。）が改正された。令和6年度に改定された報酬告示と合わせ、運営指導等において、基準条例及び基本報酬、加算等の適合状況を確認し、更なる制度の周知を図る。

また、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求及び不適切なサービスの提供が明らかな場合には、障害者（児）福祉制度への信頼維持と利用者保護のために、公正かつ適切な措置に主眼を置いて監査を実施する。

2 運営指導の重点項目

（1）事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者（研修修了者）により提供すべきサービスが、資格を有しない者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解し、基本報酬及び加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- エ 事業種別ごとに会計を区分しているか。また、工賃に関する基準等の整備が行われ、利用者に工賃等が適正に分配されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務状況の把握、ハラスメント対策その他の管理を一元的に行い、従業者に指定基準を遵守させるとともに、業務管理体制を実効ある形で整備し、機能させているか。

（2）利用者保護とサービスの質の確保

ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成されるとともに、個別支援計画に対するサービスの実施状況を把握し、必要に応じた計画の見直しが適切になされ、支援が行われているか。

イ 利用者に対し、虐待行為や身体的拘束、障害種別を理由とする不当な差別的取扱いなどを行っていないか。

また、利用者の人権の擁護、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のため、委員会の設置、身体的拘束等の指針の整備及び虐待防止責任者の設置等の必要な体制の整備を行うとともに、従業者研修の実施等の措置を講じているか。

ウ 火災、水害・土砂災害、地震、感染症及び食中毒等の非常時の対応について、具体的な非常災害対策計画及び業務継続計画を策定しているか。

また、関係機関や地域と連携した実効性のある避難・救出訓練を実施し、感染予防のための委員会の開催、指針の整備及び必要な研修・訓練の実施等の措置により、業務継続に備えた体制を構築できているか。

エ 不審者の侵入等に対する防犯、安全対策を強化するため、設備の整備・点検、研修等の必要な取組みを行うとともに、関係機関や地域住民等との協力・連携体制を構築しているか。

オ 苦情、事故、災害、感染症及び食中毒が発生した場合、関係機関への通報、まん延防止等の対策を行っているか。また、継続的にサービスが提供されるとともに、事故及び感染者等への適切な対応が講じられているか。

カ サービス提供を開始するに当たり、運営規程の概要等の重要事項について、内容を具体的に説明して、手続きを進めているか。また、個人情報の利用等の同意が適切に行われているか。

3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に定める虐待に該当する、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。
- (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条

例（平成23年八王子市条例第24号）に定める障害を理由とする不当な差別的取扱いをしていないか。

4 運営指導等計画

（1）実施計画

運営指導等を実施する時期及び事業所数等を定める実施計画を年度当初に策定する。

運営指導は、集団指導を実施済みの新規事業所を優先し、少なくとも指定期間内に1回以上の運営指導が実施できるよう計画する。ただし、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスの5サービスを提供する事業所については、3年に1回以上の運営指導を目途とする。

なお、監査を行う必要が生じた場合は、実施計画にかかわらず監査を優先して実施する。

（2）対象事業者等

ア 支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等、障害者支援施設等

イ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等

（3）選定方針

ア 選定時点

原則として、当該年4月1日時点で現存する事業所等とする。ただし、年度途中で指定を受けた事業所等については、必要があると認められた場合、運営指導の対象とする。

イ 選定方法

（ア）運営指導（優先対象）

- ・ 事業開始後、運営指導を実施していない事業所等
- ・ 数年の期間にわたって、運営指導を実施していない事業所等
- ・ 当該事業所等を運営する事業者等が定期的な運営指導の時期に当たる事業所等
- ・ 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所等
- ・ 苦情・告発等が寄せられ、運営上の問題が疑われる事業所等
- ・ その他、運営指導の実施が必要と判断される事業所等

（イ）集団指導

- ・ 概ね実施月の2か月前までに指定を受けた市内の全事業所等

5 実施方法

（1）運営指導・監査

ア 実施方法

原則として、事業所等に赴き、面談方式で実施する。

また、必要に応じ、事業所等の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないように十分に配慮する。

イ 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

ウ 班編成

1 指導班当たり、2 名以上の体制とする。

エ 実施通知

八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱第3及び第5の規定に基づき通知又は交付する。

オ その他

必要に応じ、東京都と合同で実施する。

(2) 集団指導

必要な指導の内容に応じて、集合形式又はオンライン等を活用した方法により実施する。

なお、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認を行う。

6 関係機関等との連携

(1) 国及び東京都

国及び東京都とともに、障害福祉サービス事業等の適正化について、事業所等の指導の立場から連携を図る。

(2) 運営指導所管等

障害福祉サービス事業者等の指定及び運営指導所管である福祉部障害者福祉課と連携し、指定の取消等の要件に該当する蓋然性が高い場合に、監査を実施する。